

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成 30 年松江市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後				改正前			
別表(第 2 条関係)				別表(第 2 条関係)			
(1)～(6) 略				(1)～(6) 略			
(7) 松江市総合体育館				(7) 松江市総合体育館			
(ア) 冷房及び暖房				(ア) 冷房及び暖房			
利用区分	基準額(1 時間につき)			利用区分	基準額(1 時間につき)		
施設名	略	アマチュアスポーツ以外の		施設名	略	アマチュアスポーツ以外の	
		催物に利用する場合				催しものに利用する場合	
	略			略			
略				略			
(イ) 略				(イ) 略			
(ウ) 設備利用料				(ウ) 設備利用料			
設備名等		基準額	備考	設備名等		基準額	備考
略				略			
吊下式映像装置	略	略	アマチュアスポーツ以外の催物	吊下式映像装置	略	略	アマチュアスポーツ以外の催し
			に利用する場合に限る。				ものに利用する場合に限る。
			1 日につき				1 日につき
略				略			
(8)・(9) 略				(8)・(9) 略			
(10) 鹿島総合体育館				(10) 鹿島総合体育館			
(ア) 略				(ア) 略			

(イ) 設備利用料金				
設備名等		区分	基準額(1日につき)	備考
略				
シ ー ト	メインアリーナ全面	略	略	スポーツ以外の <u>催物</u> に限る。
	メインアリーナ半面			
	サブアリーナ全面			
長机 1脚				会議室・控室以外の、スポーツ以外の <u>催物</u> に限る。
折りたたみ椅子 1脚				

(ウ) 略

(11)～(24) 略

(イ) 設備利用料金				
設備名等		区分	基準額(1日につき)	備考
略				
シ ー ト	メインアリーナ全面	略	略	スポーツ以外の <u>催しもの</u> に限る。
	メインアリーナ半面			
	サブアリーナ全面			
長机 1脚				会議室・控室以外の、スポーツ以外の <u>催しもの</u> に限る。
折りたたみ椅子 1脚				

(ウ) 略

(エ) 特別教室

区分		基準額
年会費		2,200 円
指定練習	強化育成コース	月額 7,700 円
且	強化選手コース	月額 8,250 円

(11)～(24) 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。